

第 15 号

規則第 21 条第 1 項第 15 号 放射線障害の防止に関する業務の改善に関すること（特定許可使用者及び許可廃棄業者に限る。）。

【対象事業者：特定許可使用者及び許可廃棄業者】

本号では、改正法によって新設された法第 38 条の 4において許可届出使用者等の責務が新設されることを踏まえ、法令に基づく個々の規制要求を満たすだけではなく、最新の知見を踏まえつつ、放射性同位元素等及び放射線発生装置の使用等に係る安全性をより一層向上させるために、マネジメント層を含む事業者全体の取組として、放射線障害の防止に関し、継続的に改善を行う体制及び方法を定めることを求める。

なお、他法令等で、既に継続的に改善を行う体制を構築している場合には、その仕組みを活用してもよい。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

15-1) マネジメント層を含む放射線障害の防止に関する業務の改善に関する組織及び責任者を規定すること。なお、マネジメント層とは、必ずしも法人の代表者である必要はない、評価の結果を踏まえ人的及び財政的な手当を行い、放射線障害の防止に関する業務の改善措置につなげる仕組みの構築ができる者をいう。また、放射線障害の防止に関する業務の改善とは、放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱うにあたり、個々の放射線障害の防止に関する業務を体系的に実施するために必要な計画、実施、評価及び継続的な見直しを行うことをいう。

解説)

いわゆる PDCA サイクルを事業所内に構築し、安全に関わる目標や施策を考え(Plan)、施策を実現し(Do)、結果を評価し(Check)、改善を行う(Action)、そしてその改善点を生かした新たな目標や施策(Plan)…という繰り返しを実現するための組織及び責任者を規定します。業務の改善に係る責任者(以下「業務改善責任者」という。)は改善のために必要な人事及び予算が必要となることもあるから、それらの計画や決裁に関与できる職責にあるマネジメント(経営)層若しくは同等の者が望ましいでしょう。

改善のための組織については、業務改善責任者との連携を第一に考えて事業所の実情に応じた体制を構築することが大事です。例えば、既存の委員会等を改善組織としてあてることも可能でしょう。

なお、事業所の法人や団体において業務改善の組織や手順が既に整備されており、放射線障害の防止に関する業務にも適用できる場合は、規則第 21 条第 1 項第 15 号に係る内容を既存の規則や手順書などに委託しても構いません。その場合は予防規程内に委託する規程や部門名などがわかるように明記しておきましょう。

15-2) 特定許可使用者及び許可廃棄業者の実態、事故・故障の事例並びに最新の知見等を踏まえ、放射線障害の防止に関する業務を評価し、評価を踏まえた改善を行う手順を規定すること。なお、評価を踏まえた改善を行う手順には、マネジメント層の関与を含むものとすること。

解説)

業務改善責任者は、現状やこれまで気がつかなかった危険性、事故やヒヤリハット事例などの情報を集め、それを事業所で共有するとともに業務を評価して放射線障害の防止に関する業務を評価して問題点や反省点を分析します。予防規程には、業務改善責任者が定期的に組織全体及び事業所外から情報を集めることを規定します。

また、事業所内で業務の評価や検証を行いますが、評価のための自己点検の手順や基準についてはそれぞれで規定しなくてはならないため、詳細に至るところは下部規程等に規定するなどして予防規程内では情報の流れと責任及び判断に係る者の手順のみを規定しておけばよいでしょう。

なお、外部評価については今回求められていませんが、事業所のシステムとして実施する必要があれば合わせて規定してください。

15-3) 放射線障害の防止に関する業務の改善に関する評価及び改善措置の内容がわかるよう必要な記録を行うことと規定すること。

(解説)

業務改善に係る記録として、評価結果や改善指示及び改善結果の内容などを業務改善責任者や担当者が実施したそれに係る記録の作成とその流れについて予防規程内に規定します。

関連条文例

15) 業務の改善に関する事

(業務の改善)

第〇〇条 事業所長は、以下の方法により放射性同位元素等及び放射性発生装置の使用等に係る安全に関する業務（以下「放射線安全管理業務」という。）の評価改善を継続的に行わなければならない。

- (1) 事業所長は、放射線安全管理業務が放射線障害防止法関係法令及び予防規程に適合しているか、放射線安全委員会が実施する定期的な自己点検により確認する。
- (2) 放射線安全委員長は、別に規定する□□（委託する規程等の名称）に従って委員による自己点検を実施し、その結果を事業所長へ〇〇評価報告書にて報告する。
- (3) 事業所長は、評価結果について放射線安全委員会に諮問するなどして、改善を要する項目が確認された場合は該当している部門責任者へ対し放射線安全委員会を通じて〇〇改善指示書により不適箇所の改善を指示する。
- (4) 改善指示を受けた部門責任者は指摘部分について改善検討を行い、その結果をもとに経費等も含めた〇〇改善計画書を作成して事業所長へ報告する。改善が行えない場合は、その理由を報告する。
- (5) 事業所長は、報告を受けて必要に応じて放射線安全委員会に諮問するなどして内容を精査した後、改善計画を承認する。
- (6) 当該部門責任者は、改善を行いその措置について〇〇改善報告書に記録して放射線安全委員会へ提出する。
- (7) 放射線安全委員長は、指摘箇所の改善を確認後必要に応じて意見を加え〇〇改善報告書を事業所長へ提出しその結果を報告する。

- (8) 管理室長は、第1号、第4号及び第7号に係る書類並びに第3号に係る書類の写しを5年間保存する。
- 2 事業所長は、組織全体及び事業所外から放射線安全管理に係る情報を集めるなどして最新の知見を踏まえつつ、放射性同位元素等及び放射線発生装置の使用等に係る安全性をより一層向上させなくてはならない。